

法令遵守の徹底について

法令遵守の徹底について

1 介護保険制度の信頼確保について

(1) 市民の声 (保険料)

(2) 利用者・家族の声

(3) 事業者・従事者の声

2 法令遵守による介護サービス事業の運営

(1) 原点回帰

(2) 人員・設備・運営基準、運営規程、契約書等の再確認

(3) 職場内研修の実施

介護保険事業者指定基準等について

- 1 サービスの質の向上
- 2 指定基準
- 3 介護サービス事業者の責務
- 4 法令遵守の徹底
- 5 事後規制のポイント
- 6 介護保険事業所の指定取消状況（平成 12～18 年度）
- 7 介護報酬請求前チェックシート（兵庫県版）
- 8 法令遵守と内部統制
 - (1) ガバナンス（統治）の仕組みの構築
 - (2) PDCA サイクルの機能
プラン（計画） ドゥー（実施） チェック（点検） アクション（対応策）
の機能
 - (3) 自己評価の機能

指定基準とサービスの質の向上について

○介護サービス事業者の責務

介護サービス事業者は、要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法とそれにもとづく命令を遵守し、要介護者・要支援者のために忠実に職務を遂行しなければならないという責務が課せられている。

○介護サービスの提供に当たっての必要最低限度のルールを定めた指定基準

介護保険制度における介護サービスは、サービス種類ごとに定められたサービスの事業運営のために必要な基準（指定基準）を満たし、指定を受けた介護サービス事業者が提供することとされている。

指定基準は、各サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度のサービス内容・提供方法等を定めたものであり、サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準、サービス提供の方法等についての運営基準の3つの基準が定められている。

介護サービス事業者は、これらの基準において、常に事業運営とサービスの質の向上に努めるよう義務づけられるとともに、常に利用者の立場にたってサービスを提供することが求められている。

※ 平成18年度からの事業者規制の見直し

サービスの質の向上と悪質な事業者の排除を目的として、介護サービス事業者の責務を法律上位置づけるとともに、指定の欠格事由・取消要件を追加するとともに事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設け、指定の更新制を導入した。また、より実態に即した指導監査や処分を行うことができるように、都道府県（市町村）の勧告・命令等の権限が整備された。

指定基準の考え方

介護サービス事業者は、それぞれのサービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、申請により事業所ごとに都道府県知事等の指定を受けることが必要とされている。

その介護サービス事業者の満たすべき指定基準には

1. 基本方針
2. 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
3. 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
4. 運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められる運営上の基準）

等の要件が定められている。

指定基準は、介護サービス事業がそれぞれの目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

※指定基準を定めるとき、改廃するとき、社会保障審議会への諮問が必要とされている。

介護サービス事業者がサービス種類ごとに満たすべき指定基準

介護サービス類型	指定基準
居宅サービス事業者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号)
地域密着型サービス事業者	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号)
居宅介護支援事業者	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十八号)
介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十九号)
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十号)
介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号)
介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号)
地域密着型介護予防サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十六号)
介護予防支援事業者	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十七号)

介護サービス事業者の責務

- 要介護者等の人格を尊重するとともに、介護保険法令を遵守し、要介護者等のために忠実に職務を遂行すること
- 要介護者等の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供すること
- その提供するサービスを自ら評価することなどによって常に事業運営の向上に努めること

等

指定後の介護サービス事業者に対する対応

- 事業開始後に指定を満たさなくなった場合には改善指導や指定の効力停止・取消等の対象とすること
- 自己の利益を図るために指定基準に違反したとき、利用者の身体または生命の安全に危害をおよぼすおそれがあるとき等は、指定基準に従った運営ができなくなったとして直ちに指定を取り消すこと

等

介護サービス事業者の法令遵守の徹底等について

介護サービス事業者の中には、介護保険制度への理解が進んでいないため、指定取消となる事案も報告されており、指定権者である自治体においては、集団指導をはじめ、あらゆる機会を通じて介護サービス事業者に対して、法令遵守等の制度の理解を促進する必要がある。

指定権者が介護サービス事業者に対して、制度理解を促進するため留意する点

①各介護サービス事業者に対する制度の周知

平成20年3月末で多くの事業者の指定の有効期間が満了することに、^{ふり}指定の更新を行う介護サービス事業者に対して介護サービス事業者の法令遵守についての説明等に取り組むこと。

②集団指導の計画的な実施

各自治体が組織する事業者連絡会及び介護サービス事業者団体等の関係団体との連携を図り、集団指導を計画的に実施すること。

③保険者等との連携強化

介護サービス事業者のサービス提供の実態を把握するに当たっては、保険者（市町村）、地域包括支援センター、福祉団体、国民健康保険団体連合会等との連携を図り、情報収集に努めること。

④事業者の自己点検の実施・促進

各介護サービス事業者の自己点検等の自主的な取り組みを積極的に促進するよう関係団体に要請すること。

事業者指定事務等の見直し (事後規制)のポイント(1)

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員（施設長含む）が以下のような事項に該当する場合を追加（更新時も同様。取消時もほぼ同じ。）

- ①指定取消から5年を経過しない者であるとき（指定取消手続中に自ら廃止した者を含む）
- ②禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ④5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不適当な行為をした者であるとき

2. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設けること
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できること

介護サービス事業者の指定又は許可及び更新の運用等について

1 指定又は許可について

- 介護保険法上、介護サービス事業者の指定又は許可の欠格事由に該当する場合には「指定又は許可をしてはならない」とこととされている。
- 今回の青森県及び兵庫県の不正事実は、不正の手段により指定を受けたという事実により、欠格事由の一つとして掲げられている「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解釈される。
- この不正行為は居宅サービス（訪問介護等）及び介護予防サービスの事業者の指定を受けるときに行われていたものであるが、介護保険法では、すべてのサービスの種類の指定又は許可の欠格事由として「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」という要件が含まれているため、すべてのサービスの種類において、指定又は許可の欠格事由に該当することとなる。
- したがって、不正行為の発生から5年間(複数の不正行為があった場合には、もっとも遅い不正行為の発生から5年間)は、介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないということとなる。

2 指定又は許可の更新について

- 介護サービス事業者の指定又は許可は6年ごとのに更新を受けなければならないが、その要件は、指定又は許可の規定を準用しているため、更新を行う場合にも1と同様の運用となる。

3 指定又は許可の取消について

- 介護保険法上、介護サービス事業者の指定又は許可の取消事由に該当する場合には、「指定又は許可を取り消すことができる」とされている。

- 今回の青森県及び兵庫県の不正事実は、1と同様に、取消事由の一つにあげられている「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者に該当すると解される。
- この「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者という取消事由は、すべてのサービスの種類の指定又は許可の取消事由の一つであるため、すべてのサービスの種類において指定又は許可の取消事由に該当することとなる。
- しかしながら、今回明らかになった不正事実のみで直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査等を行い、事実確認を行った上で、取消処分を行うべきか判断すべきものである。

4 役員等の取扱いについて

- 介護保険法上、不正又は著しく不当な行為をした事業者の役員等についても、法人と同じように、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当することとされている。
- 今回の事案における役員等とは、以下のとおり。
 - ① 不正行為を行った時点での申請書に役員として氏名の記載をされている者
 - ② 当該不正行為を行った事業所の管理者
- これらの役員等については、それぞれの不正行為の時点から5年間は介護サービス事業者の役員等は指定又は許可及び更新の欠格事由に該当することとなる。
- したがって、これらの役員等が別の法人の役員又は申請者（病院等である場合）については、介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないこととなる。
- なお、これらの役員等は取消事由にも該当することとなるため、これらの役員等が別の法人の役員等又は介護サービス事業者（個人の病院等）である場合には、当該別の法人又は介護サービス事業者（個人の病院等）は指定又は許可の取消事由に該当することとなる。
この場合における取消処分の取扱いについては、今回明らかになった不正事実のみで直ちに取り消さなければならないということ

はなく、個別の事業所ごとに監査等を行い、事実確認を行った上で、取消処分を行うべきか判断すべきものである。

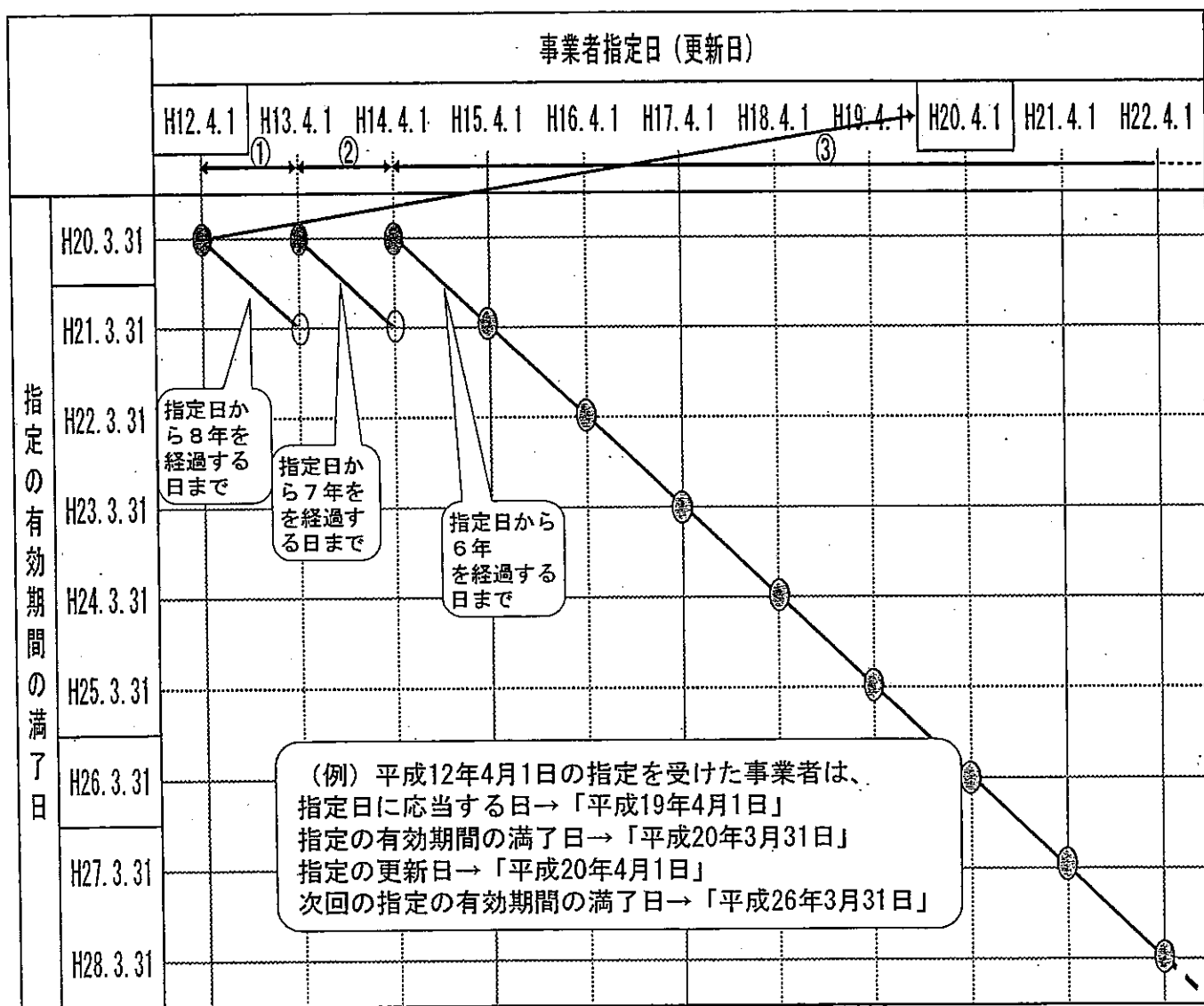
- また、複数の不正行為があった場合には、各不正行為における役員等が、それぞれの不正行為の発生から5年間、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当することとなる。

5 指定取消処分手続中の廃止届についての今後の取扱い

今後、監査中や指定取消処分手続に入る前などに事業所の廃止をした場合であっても、当該指定取消相当の事実が確定し、当該事実が「不正又は著しく不当な行為」に当たると判断される場合には、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当すると判断することが可能である。

介護サービス事業者の指定の有効期間について

区分	①	②	③
事業者指定日 (更新日)	平成12年4月1日 ～平成13年3月31日	平成13年4月1日 ～平成14年4月1日	平成14年4月2日～
指定日に相当する日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	
指定の有効期間の満了日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年4月1日～



介護保険事業所の指定取消状況
(平成12～18年度)

指定取消等処分のあった介護保険事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

	サービス種別	法人種別					合計	
		営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体		その他
	訪問介護	144	16		6		1	167
	訪問入浴介護	4	1					5
	訪問看護	11		4			2	17
	訪問リハビリテーション			2			2	4
	居宅療養管理指導			5			4	9
	通所介護	28(2)	5	1			4	38(2)
	通所リハビリテーション			7	3		4	14
	短期入所生活介護				3			3
	短期入所療養介護			6	4			10
	特定施設入所者生活介護	3			1			4
	福祉用具貸与	20						20
	特定福祉用具販売	1						1
	居宅介護支援	88	18	10	14	1		131
	介護老人福祉施設							0
	介護老人保健施設			2				2
	介護療養型医療施設			18		3	2	23
	介護予防訪問介護	10	1					11
	介護予防訪問看護	1						1
	介護予防通所介護	1						1
	特定介護予防福祉用具販売	1						1
	認知症対応型共同生活介護	11	3					14
	認知症対応型通所介護	1						1
	介護予防認知症対応型通所介護	1						1
	合計	325(2)	44	55	31	4	19	478(2)

注) ()内の件数は「指定の効力の一部又は全部停止件数」の別掲

指定取消等処分のあった介護保険事業所の年度別内訳
(平成12年4月分から平成19年3月分累計)

【都道府県別による分類(事業所数)】

		平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	合計
1	北海道	0	3	11	7	4	16	3	44
2	青森県	0	0	0	2	0	0	0	2
3	岩手県	0	0	0	0	2	1	1	4
4	宮城県	0	0	2	0	8	1	0	11
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0	2	1	0	3
7	福島県	1	0	0	0	6	2	0	9
8	茨城県	0	0	0	3	0	2	0	5
9	栃木県	1	0	3	4	2	1	0	11
10	群馬県	0	1	4	3	2	0	2	12
11	埼玉県	0	6	2	0	0	0	4	12
12	千葉県	0	0	1	0	6	0	2	9
13	東京都	0	3	4	3	5	4	24	43
14	神奈川県	0	0	1	0	1	3	1	6
15	新潟県	0	3	0	0	0	0	0	3
16	富山県	0	0	2	0	0	0	0	2
17	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0	2	10	0	12
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	4	0	0	0	4
21	岐阜県	0	0	3	3	3	0	0	9
22	静岡県	0	0	3	0	1	2	0	6
23	愛知県	0	0	3	1	2	3	0	9
24	三重県	0	4	0	1	0	0	0	5
25	滋賀県	0	0	1	3	7	2	2	15
26	京都府	0	3	30	12	1	10	3	59
27	大阪府	1	2	10	5	9	2	3	32
28	兵庫県	0	1	2	0	1	1	6	11
29	奈良県	0	0	2	1	0	0	3	6
30	和歌山県	1	1	0	3	0	0	0	5
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
32	鳥根県	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	0	0	0	0	0	2	0	2
34	広島県	0	0	0	6	0	0	1	7
35	山口県	0	0	2	0	0	0	0	2
36	徳島県	0	0	0	1	1	1	0	3
37	香川県	0	0	2	2	0	8	0	12
38	愛媛県	0	0	0	0	2	2	0	4
39	高知県	0	0	0	0	0	2	1	3
40	福岡県	0	0	0	20	3	8	7	38
41	佐賀県	0	0	0	1	0	2	0	3
42	長崎県	0	3	0	1	0	1	0(2)	5(2)
43	熊本県	1	0	1	1	1	4	0	8
44	大分県	0	0	0	0	5	0	0	5
45	宮崎県	2	0	1	3	2	2	3	13
46	鹿児島県	0	0	0	13	2	2	3	20
47	沖縄県	0	0	0	2	1	1	0	4
	合計	7	30	90	105	81	96	69(2)	478(2)

注) ()内の件数は「指定の効力の一部又は全部停止件数」の別掲